

四半期報告書への 東証の対応案

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

2008年1月29日、東証は「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を公表した。

この中で2008年4月から導入される四半期報告書に対する東証としての対応案を示している。

具体的には、現在、半期報告書について定められている各種の規定（適時開示、提出遅延、虚偽記載など）を四半期報告書に置き換えることとしている。

また、いわゆる四半期決算短信については、今後も求めていくこととしている。

はじめに

2008年1月29日、東京証券取引所（以下、東証）は、「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を公表した¹。また、1月30日付で「四半期決算短信の新様式・作成要領（試案）」²も公表している。

この中で、東証は、金融商品取引法の下で新たに導入される四半期報告書に対する東証としての対応案を示している。これは東証が進める上場制度総合整備プログラムの一環でもある。

金融商品取引法の下では、上場会社等は、2008年4月1日以後開始する事業年度から四半期報告書の提出が義務付けられることとなる³（金融商品取引法24条の4の7第1項）。これまで「半期報告書」が提出されていた中間期（3月決算の会社の場合、9月中間期）においても、上場会社は、第2四半期についての「四半期報告書」が提出されることとなる。

それに伴い東証も上場会社が提出する四半期報告書に関連する規則の整備を行うこととしているのである。本稿は、四半期報告書への東証の対応案について、その主な内容を紹介する。

1. 上場廃止等の取扱い

東証は、上場会社の四半期報告書について、次のような場合には、その会社を上場廃止処分とすることを予定している。

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/comment/080129-jojo.pdf>）に掲載されている。

² 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/kessan/quarter/q-yoryo/index.html>）に掲載されている。

³ 金融商品取引法の下での四半期報告書については、拙稿「四半期報告書の細目」（2007年8月31日付DIR制度調査部情報）など参照。

四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書を、法定期限（四半期末から 45 日以内）経過後 1 ヶ月以内に提出しなかった場合

四半期報告書に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大である場合

四半期レビュー報告書に「否定的結論」や「結論の不表明」が記載され、かつ、その影響が重大である場合

これらは、現在の有価証券報告書等に関する取扱いを四半期報告書についても適用するものである（有価証券上場規程 601 条 10、11 号）。

なお、については提出初年度においては経過措置を講じることが予定されている。具体的には、四半期報告書の不提出による監理銘柄（確認中）指定及び整理銘柄指定が行われる期日をそれぞれ本則（案）よりも 15 日延長することとしている。

	本則（案）	提出初年度（案）
四半期報告書提出の法定期限	四半期末から 45 日以内	同左
監理銘柄（確認中）指定（ ） ・・・上場廃止のおそれ	四半期末から 45 日以内に提出しない	四半期末から 60 日以内に提出しない
整理銘柄指定 ・・・上場廃止の確定	四半期末から 45 日 + 1 ヶ月以内に提出しない	四半期末から 60 日 + 1 ヶ月以内に提出しない

（ ）「監理銘柄（確認中）」指定とは、その指定された銘柄について、形式的な要件（有価証券報告書等の不提出、株主数の減少、他社の完全子会社化など）を理由として上場廃止のおそれが生じているということである。つまり、東証として本当に上場廃止基準の形式的な要件に抵触しているか否かを「確認中」という訳である。それに対して、上場廃止の判断について、形式的な要件だけではなく、例えば、「その影響が重大であるか？」といった東証による実質的な審査が必要とされる場合については、「監理銘柄（審査中）」に指定される。

これは初年度においては、様々な混乱とそれに伴う提出の遅れが発生する危険性に考慮したものだと考えられる。

2 . 適時開示の取扱い

上場会社の四半期報告書に関連して、次の状況に該当する場合は、直ちに適時開示を行うことが求められる予定である。

四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合

四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合

これらは、現在、半期報告書について求めている適時開示の内容（有価証券上場規程 402 条 1 号 a1、同 2 号 q）を、四半期報告書について引き継ぐものである。

3 . 四半期決算短信

東証は、金融商品取引法上の四半期報告書導入後も、取引所規則に基づく四半期開示制度である「四半期財務・業績の概況」は継続することとしている。

これは金融商品取引法に基づく法定開示書類である四半期報告書が導入された後も、「四半期の状況に関する有用な情報を可及的速やかに投資者に伝えるための速報としての役割」が取引所規則に基づく四半期開示制度に期待されるという考え方に基づくものである。

この考え方を踏まえ、東証は、従来の「四半期財務・業績の概況」を「四半期決算短信」と名称を変更した上で、「上場会社における実務負担を考慮のうえ、四半期決算短信の迅速な開示を促す観点から開示内容についても次のような見直しを行うことを提案している。なお、網掛け部分が主な変更予定箇所である。

現行四半期財務・業績の概況	四半期決算短信（試案）
【ヘッダー情報】	【ヘッダー情報】
上場会社名	同左
コード番号	
上場取引所	
URL	
問合せ先（代表者・責任者）	
電話番号	
（新規）	
配当支払開始日	同左
【サマリー情報】	【サマリー情報】
1．平成 年 月期第 四半期の連結業績	1．平成 年 月期第 四半期の連結業績
(1)連結経営成績	同左
・売上高	
・営業利益	
・経常利益	
・四半期純利益	
・1株当たり四半期純利益	
・潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
(2)連結財政状態	・自己資本
・総資産	
・純資産	
・自己資本比率	
・1株当たり純資産	
（新設）	
(3)連結キャッシュ・フローの状況（省略可）	（削除）
・営業活動によるキャッシュ・フロー	
・投資活動によるキャッシュ・フロー	
・財務活動によるキャッシュ・フロー	
・現金及び現金同等物期末残高	
2．配当の状況	2．配当の状況
・1株当たり配当金（四半期実績のみ）	・1株当たり配当金（期中実績／予想）
3．平成 年 月期の連結業績予想（省略可）	3．平成 年 月期の連結業績予想（省略不可）
・売上高	・売上高
・営業利益	・営業利益

・経常利益	・経常利益
・当期純利益	・当期純利益
・1株当たり(予想)当期純利益	・1株当たり(予想)当期純利益
4. その他	4. その他
(1)期中における重要な子会社の異動	同左
(2)会計処理の方法における簡便な方法の採用の有無	(2)簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
(3)最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更の有無	(3)四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
(新設)	(4)発行済株式数
【定性的情報・財務諸表等】	【定性的情報・財務諸表等】
1. 連結経営成績に関する定性的情報	1. 連結経営成績に関する定性的情報
2. 連結財政状態に関する定性的情報	2. 連結財政状態に関する定性的情報
3. 連結業績予想に関する定性的情報(省略可)	3. 連結業績予想に関する定性的情報(省略不可)
4. その他	4. その他
(1)期中における重要な子会社の異動	同左
(2)会計処理の方法における簡便な方法の採用	(2)簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
(3)最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更	(3)四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
5. (要約)四半期連結財務諸表	5. 四半期連結財務諸表
(1)(要約)四半期連結貸借対照表	(1)四半期連結貸借対照表
(2)(要約)四半期連結損益計算書	(2)四半期連結損益計算書
株主資本等変動計算書(省略可)	(削除)
(3)(要約)四半期連結キャッシュ・フロー計算書(省略可)	(3)四半期連結キャッシュ・フロー計算書(省略可)
(新設)	(4)継続企業の前提に関する注記
(4)セグメント情報(省略可)	(5) 同左
(新設)	(6)株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(出所)東京証券取引所「四半期財務・業績の概況 様式・作成要領(一部、二部上場会社用)」、「四半期決算短信の新様式・作成要領(試案)」などを基に大和総研制度調査部作成

(注)東証一部・二部上場の一般事業会社(連結財務諸表作成会社)による四半期開示を想定している。

なお、新しい四半期決算短信の開示のタイミングについては、現時点では、特段、「 日以内」といった指定は行われていない⁴。

この点について、東証は「四半期決算短信の望ましい開示時期についても、現在上記の趣旨や実務負担等を勘案し、検討を行っており、上記新様式・作成要領の決定・公表の際に併せてお知らせする予定です⁵と説明している。

⁴ 現行の「四半期財務・業績の概況」についても、取引所規則上は「(内容が)定まった場合には、直ちに...(中略)...開示をしなければならない」(有価証券上場規程404条2項)としか定められていない。なお、東証の調べによれば(<http://www.tse.or.jp/rules/kessan/quarter/q-kaiji/071112.pdf>)、市場第一部・第二部上場会社の2008年3月期第1四半期(つまり2007年4~6月期)の「四半期財務・業績の概況」の平均開示日数は33.4日となっている。

⁵ 東証ウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/rules/kessan/quarter/q-yoryo/index.html>)。

前述の通り、金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出期限は「(四半期末から)45日以内」と比較的短期に設定されている(金融商品取引法施行令4の2の10)。それを踏まえると、速報性が重んじられる取引所規則に基づく四半期決算短信については、それ以上に短期間での開示が求められる可能性はあるだろう。

4. 今後の予定

東証は、今回の改正案について、意見募集(期限は2008年2月28日)に寄せられた意見などを踏まえて、2008年4月を目途に新しい規則を実施することを予定している。

また、「四半期決算短信の新様式・作成要領(試案)」についても、意見募集(期限は2008年2月15日)を行い、2008年3月を目途に四半期決算短信の新様式・作成要領を決定・公表することが予定されている。